

9/26 三和・室場小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
1	指定緊急避難場所（指定避難所）の周知について〔室場小校区〕	【要望】 令和5年6月2日の大雨の際に高齢者等避難が発令されましたが、私が知る限り、駒場町では指定避難場所に避難した方はいませんでした。 市ホームページで確認すると、三和・室場地区における風水害の指定緊急避難場所（指定避難所）は、地区ごとに、スポーツ公園総合体育館、中央体育館、三和小学校、(株)デンソー西尾製作所、(株)デンソー善明製作所の5カ所が指定されています。 そこで2点要望します。 1 総合体育館や中央体育館に行くためには、矢作古川及び広田川という一級河川を二つも渡らなければならない、また、対象地区から遠いため積極的に避難しづらいです。 そこで、川を渡らずに避難できる室場ふれあいセンター、JA西三河室場支店、室場小学校及び東部中学校の2階以上を指定緊急避難場所（指定避難所）にできませんか。 また、(株)デンソー西尾製作所及び(株)デンソー善明製作所への避難対象地区を追加し、人数を増やすことはできませんか。 2 指定緊急避難場所（指定避難所）はハザードマップに記載されていますが、サイズが大きく家の中に掲示しにくいです。 例えば、ごみカレンダーのように、地区ごとの指定緊急避難場所（指定避難所）一覧をA4サイズにして、対象地区に全戸配布するなど、全世帯に周知する方法を検討してください。	1 三和・室場地区は洪水による想定浸水深が深くかつ広範囲であることから、避難所に指定できる施設が限られています。 ご要望いただきました室場ふれあいセンター始め4施設は、いずれも洪水により6m以上の浸水が想定され、3階の高さまで浸水することになるため避難所として使用できません。 また、デンソー西尾製作所、善明製作所につきましては、市と締結している協定内容に基づき避難対象地域を決めており、収容人数も限られていることから、対象地域の変更や人数の増加は考えておりません。 市が指定した避難所へ行くことだけが「避難」ではありません。 安全な親戚・知人宅またはホテルなどへの「立ち退き避難」や、ハザードマップで自宅の安全が確認でき、水・食料などの備えが十分にある場合は、自宅に留まる「在宅避難」もご検討ください。 大雨や台風等はある程度予測ができます。避難場所や避難所が遠いことで避難を躊躇することにつながっているかもしれませんが、気象情報や市が発令する避難情報に注意していただき、命を守る行動として早めの避難行動を心掛けるようお願いいたします。 2 今回のご要望と同様の問合せを多数いただいていることから、現在、地震や洪水など災害種別ごとの指定避難所一覧を小学校区単位でA4サイズ1枚にまとめたチラシを作成中です。 10月を目途にホームページに掲載いたしますので、町内会でお配りいただくなどご活用ください。	危機管理課
2	善明交差点の矢印信号設置について〔室場小校区〕	【要望】 三和・室場地区には(株)デンソー西尾製作所及び(株)デンソー善明製作所があることもあり、主要地方道西尾吉良線における朝夕の交通渋滞が発生しています。 特に、善明交差点は北進方向に直進する車両が多く、黄色信号になっても交差点に進入してくるため、矢印信号がない西尾駅方面へ向かう南進方向の右折車両は1～2台しか通過することができません。 また、南進右折車両が多数あると、右折帯だけでは収まらず、南進方向に直進する車両の通行の妨げになっている状況です。 朝と夕方の通勤時間帯だけでもよいので、善明交差点に南進方向右折車用の矢印信号を設置してください。	善明交差点の南進方向右折車用の矢印信号の設置につきましては、工事要望書を今年5月に室場小校区代表町内会長及び善明町内会長よりいただいております。 矢印信号など信号機の設置につきましては、愛知県警察本部の管轄であるため、土木課にて工事要望書を受付後、危機管理課を通じて西尾警察署に提出しています。 西尾警察署では現場の交通状況を確認した後、緊急性や有効性を勘案した上で愛知県警察本部に提出し、そこで設置の可否を含めて決定されることとなります。 現在の対応状況について西尾警察署に確認をしたところ、「現場確認をした際には、主に南進方向の直進車両が多く右折車両は滞留していなかったことなどから、現状では矢印信号機の設置の必要性は高くないと判断し、今回は、警察本部への提出は見送りたい。」とのことでございました。	危機管理課

9/26 三和・室場小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
3	高齢者の福祉事業について〔室場小校区〕	【質問・意見】 昨今、高齢者の一人暮らしが増加する中、地域の高齢者が支援や介護を受けながら、安心して生活できる環境づくりが必要です。高齢者の一人暮らしは身体能力が低下して転倒の危険も高まり、とても心配です。そこで、3点質問します。 1 西尾市が取り組む一人暮らしなどの高齢者に対する福祉事業について、どのようなものがあるか具体的に教えてください。 2 高齢者支援や介護事業における西尾市と地域包括支援センターの業務内容と、それぞれの役割分担はどのようなのですか。 3 高齢者を対象としたタクシーチケット補助などの支援制度について知らない方や、市役所まで行くことができない方のために、市から派遣されたスタッフが対象者の自宅を訪問し、支援制度の紹介及び申請の受け付け等をしてはどうですか。	1 西尾市が取り組んでいます高齢者に対する主な福祉事業としては、配食サービスやタクシー利用券の交付などがあります。いずれも世帯や所得の要件はあります。 はじめに配食サービスについては、高齢者世帯で要支援または要介護の認定を受けた方が対象で、市の委託業者が昼食または夕食を直接、本人に届ける際に安否確認も行います。1食あたりの自己負担は600円程度ですが、市からは1日1食分として250円を助成しています。 次にタクシー利用券の交付は、75歳以上の高齢者世帯で交通手段の確保が困難な方を対象に、月あたり1,500円（500円×3枚）のタクシー利用券を12か月分渡して日常生活に利用してもらいます。このほかには、一人暮らしで要支援または要介護の認定を受けている方に急病等の異変に備えた緊急通報システムを設置したり、高齢者世帯に住宅用火災警報器を設置したりする事業もあります。 さらには、要介護度の高い方を対象として、紙おむつ給付券の交付（要介護3以上の介護者に月額5,500円分）や、訪問理美容の利用料金の助成（要介護4以上の方に1回1,000円の助成を年4回）もあります。 2 地域包括支援センターは、高齢者の介護・福祉・健康・医療などの総合相談支援窓口として、おおむね中学校区ごとの7か所に設置して、市が社会福祉法人や医療法人に業務委託して運営しているものです。 地域包括支援センターでは、健康や生活などで不安を抱える高齢者やその家族の相談を主に電話で受け、状況に応じて自宅を訪問し、適切な介護・福祉サービスを紹介したり、ケアプランの作成や、介護サービスなどを行う事業者につなげたりしています。また、体操教室や健康維持に関する講座などの介護予防事業を地域の公共施設や集会場で実施するほか、必要に応じて相談やサービスの説明を地域に出張して行い、高齢者の方が住み慣れた地域で健やかに生活していくためのお手伝いをしています。 市としましては、そうした地域包括支援センターの活動を業務の発注者として後方支援しています。具体的には長寿課の保健師や社会福祉士を中心に毎月センターとの連絡会議を開催し、センターとの情報共有や意見交換を行うことにより、地域における高齢者の多様な課題を把握し解決に向けて連携協力しています。例えば、センターが、虐待を受けている可能性がある高齢者を把握した場合には、速やかに市に連絡して、支援策を講じています。	長寿課

9/26 三和・室場小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
			3 市役所や支所まで足を運ぶことが難しい場合は、郵送での申請書の提出ができることはご案内していますが、市の職員が個別に自宅を訪問して申請書を受け付けることは行っておりません。その代わりとして、先ほどお話したように地域包括支援センターが、必要に応じて福祉制度の紹介や申請のお手伝いをするために個別に自宅を訪問しています。 また、地域の民生委員も一人暮らしの高齢者などに対して同様の活動をしています。しかし、地域包括支援センターがそうした高齢者のための総合相談支援窓口であることの地域の認知度が低いことが課題でもありますので、今後は、もっと分かりやすい名称を使用するなど、困ったときに何でも相談できる場所であることを効果的にPRしていきたいと考えています。	
		【要望・質問】 江原町東部地区の工業団地において、今後さらに開発が進むなか、大雨の際の保水能力を危惧する観点から、地域住民は不安を感じています。 大雨により工業団地内の企業に隣接する農業用温室が水没し、企業に補償を求めた事例や、通学路の冠水といった、企業誘致前には発生しなかった被害が生じるようになりました。 このような状況において、農業振興地域でありながら、都市型洪水の対策の必要すら感じます。工業団地を開発した時点と現在では気象状況も大きく異なります。 そこで、2点質問します。 1 防災の観点から、大雨による被害実績の調査・検証を行い、対策をしてください。また、都市計画マスタープランにも開発に伴う水害対策について記載してください。 企業の中には敷地を広げるなど、保水能力を高める対策を実施したところもありますが、市として、企業に対してどのような指導ができますか。 2 岡島排水機場の老朽化が進んでいます。改修の予定があると聞いていますが、進捗状況や今後の見通しはどのようなのですか。	1 （河川港湾課） 大雨による浸水被害等の対策につきまして、近年、水災害対策として、従来の河川や下水道といった洪水を流下させる施設のみでなく、流出抑制対策などソフト・ハードの両面から市域全体でバランスの取れた治水対策が求められています。 そのようなことから、西尾市でも、気候変動による水災害の激甚化・頻発化を想定したハード対策の目標を掲げるとともに、ソフト対策を含めた総合的な雨水対策の方針と取り組み内容を示し、市の全部局で対策することにより浸水被害の軽減を図ることを目的とした（仮称）西尾市雨水対策マスタープランの策定を検討してまいります。 （都市計画課・建築課） 開発に伴う水害対策を都市計画マスタープランに記載してください。との要望でございますが、令和5年4月に公表した都市計画マスタープランでは都市計画道路名豊道路（国道23号）西尾東IC周辺に広がる江原町東部地区の工業団地周辺などを、「産業拠点（工業系）」として位置づけており、この産業拠点における「土地利用の方針」の中で、「農業との調和に配慮し、農地の持っている保水調整能力に代わる対策をするなど、共に発展する工業地の実現を目指します。」と記載しています。今後、都市計画マスタープランの見直しをする際には、水害対策への表現について再検討をしてまいります。	

9/26 三和・室場小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
4	江原町東部地区の開発に伴う水害対策について〔三和小校区〕		企業への指導でございますが、これまでは愛知県開発許可基準で規定されている、開発区域の面積が5ha以上の場合は調整池の設置を求めていましたが、令和6年4月に西尾市建築開発事業指導要綱を改正し、江原町東部地区の工業団地をはじめとする工業系の土地利用を進める区域において、3千平方メートル以上の造成工事を行って工場等を立地する場合も、洪水調整池の設置を指導してまいります。 また、浸水被害実績がある地区及びその周辺の地区につきましては、流出量を抑制する措置への協力をお願いしてまいります。 2 （農地整備課） 現在、岡島排水機場につきましては、愛知県により、老朽化などに伴い低下した排水能力を改善させるとともに、効率化を図るため、岡島第1排水機場と岡島第2排水機場を統廃合し、新たな排水機場の整備が進められております。 進捗状況としては、令和3年度に事業採択され、令和3年度から4年度にかけ実施設計が行われており、令和5年度には、新機場の用地買収が完了しております。 本年度は、施行箇所周辺の建物などの事前調査を行う予定と伺っており、今後の見通しにつきましては、令和7年度から一部工事に着手する予定で、令和13年度の事業完了を目標に進めていくとのことです。 市といたしましても、愛知県へ着実な事業の進捗とできる限り早期の完成を要望してまいります。	農地整備課 河川港湾課 都市計画課 建築課
5	防災無線のあり方について〔三和小校区〕	【要望】 防災無線は、家の窓を閉めた状態だと放送内容を聞き取ることが困難な場合があります。 また、携帯電話が普及して一人1台を持つ時代ですが、日中は高齢者しかいない世帯もあります。 災害は、いつ、どんな状況で発生するか分かりません。国内においては、斜面の崩壊、冠水などの災害発生が起きています。防災無線の代わりとして、「市民の命・安全」を守るための手段がありますか。	防災無線の代替として、スマートフォン利用者向けに「西尾市防災アプリ」を配信しています。このアプリでは、防災無線の放送内容が文字として配信され、いつでも確認していただけることに加え、避難所やハザードマップなどの確認もできます。無料でご利用できますのでスマートフォンをご利用の方はぜひご活用ください。 スマートフォンでなく携帯電話をご利用の方は「西尾市防災メール」を、両方ともお持ちでない方は「防災無線テレホンサービス」をご利用いただければ防災無線の内容について確認していただくことができます。 ご登録方法については、本日配布いたしました資料の中にチラシを入れてございますのでご覧ください。また市のホームページでもご案内しております。 その他、テレビの地上デジタル放送のデータ放送でも市が発令する避難情報等は確認できますので、ご利用ください。	危機管理課

9/26 三和・室場小校区 令和6年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧【事前提出分】

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった校区	内 容	回 答	担当課
6	米野町交差点付近の安全対策について 〔三和小校区〕	【要望】 米野町交差点から野島橋方面の道路は歩道がなく、特に、中高生が自転車通学で利用する際に極めて危険な状態です。 路側帯はあるものの自転車が通行するには狭いため、やむなく三和パンの私有地を通り抜けたり、道路右側を逆走するなど、いつ重大事故が発生しても、おかしくない状態と思われます。 川田橋から北の道路右側には歩道がありますので、米野町交差点からこの歩道につながる約60メートルの区間に歩道を設置してください。	川田橋から米野町交差点までの区間に歩道を設置するには、安藤川に人道橋を架けたり川沿いに張出歩道を整備するなど多大な費用が必要となることから、現時点では早急な歩道設置は困難な状況であります。 しかしながら、現地の安全対策は必要であると考えますので、道路上へ減速の注意喚起や自転車が通行する路側帯を確保するための外側線設置等を検討してまいります。	土木課